

22.10.1

石炭非増産対策要綱(案)

政政機における石炭が國の修善を反産業の実情、窮屈した
吾民生活力告難から抜け出すために、その最も差々きなす
石炭生産の減産増大のため、政府は窮乏した我が國經濟の
中において、一般産業、一般國民の財之維持機社の下に、
石炭部門に対し、資材、資金、技術者用物資等あらゆる方
面にあいて為し得る最大限の措置を講じて来た。これ迄、
一般産業、一般國民の毛毛しこれによつて石炭の生産が急
速に増大し、頗るい前より開拓をひらうといふ方針によ
つてえりられて來た。現在、石炭の生産は、政政庫内にお
け反破滅的前途より縣々に立ち直つて來つてゐる。されども、
その進度はなかなかものであり、我が國を來る経済又は

一般國民生活は、今迄の深刻な苦難のどん底に當りでゐる。このまゝに推移してゐるば、或々困難な事務も、國民の最根本的の財物も、衆人との希望を失ひきるを得なくなり、支那自身本抜き差しむらぬ行活りに陥るをみらう。この事態に対して政府自らも經營者又勞働者も深く役目しなけりはならぬことを痛感する。

政府の状況とり未だたゞ生産率が主導の階級は、当在な程度において寒暖せらるゝ来るものと確信するが、各個の車廻に關する現実、クルマ屋においてはお不景氣のところのみつたことは、これで終の合計無駄なほい。同時に労働者及び經營者の側においても、各自反唇努力を要する点のあることを否定し得ないものと信する。

今回マクアーラー司令官より總理大臣に宛てられた書簡も、此度の氣に關し我々の生食を焚し、新天守古舊起と要請せらるえたものに外ならぬと考する。

之に對する政府は、新たなる大變て以て石炭の緊急増産に對する政府の措置策を刷新し、新たに石炭非常增産対策を実施せんとするものである。このため政府は、近來の石炭生産量を更に強力に推進せんとするのであるが、我國經濟現下の実力を以てしては、そこには自ら限界がある。従つて石炭の急速な増産を実現するためには、特急、炭鉱労働者及經營者の努力も勝る寄りとなりねはねらる。

政府は、特々我國の悲憤に燃える誠意、公表せんとぞ又考

誠に閣下の御名に付し。成べく取次事務之件を了りて、乃ち
我が國農業經濟と一般國民生活と甚難の水火より救ひ、
災害ある農家と盡かはぬ上を是れらすものと、眞に、のま
の急遽急増直遂にて外ではなし。然るに若者並みに炭灰
房労者皆馬鹿にては、女のみ、殊べ、身故者亦甚の多
過也。一般産業の惨状と見る所致し。その効果な興奮は極
へ、自ら即ち此月余の後成と協力し、而も是れは勿論に
達成せりほんことを期せずとも可まん。

第一、基本方針

一、石炭會社に屬する最重要大主義は今後より、何等か
一層確実化しに推進する。特と既存の地盤の開拓を次

計し不欲底且つ不充分な点は各所官吏に於て責任正
父て急速に改善実行する。

二、我が國經濟の実勢に鑑み現在の物價並びに實益水準
は確くはこれを持するものとし乍り別上は當面之
を行なない。然つて經營の収支均衡、力勤めの販の全收
益、車輌燃費經營の総括的改善及ば生産效率の向上に
よる生産の増大によることとする。

三、出炭能力を最高度に發揮せしめ方略を以て設備又は効
力の充実、車輛の確立並びに其の整備の完全実
現を极力大進す。

四、高級率を發揮する勞働者并に内地勞働者を優遇する
為め其努力の效遇について特別の待遇を與する

第二 要 約

二十四時間制の推進

(一) 効率運休時間の有効利用により出炭力を増進せしめると共に、効率進行速度を増大せしめ、作業の正常化による飛躍の向上を図る爲、三交代制を勧奨し少くとも二方採炭及三方掘進の実現を推進する。

之が最も必要在坑内夫の層員は原則として職場転換等の強力を推進により補うものとする。

今後における資材資金の配当は、右方針に即して高能率重点炭鉱に対する優先集中配当を嚴く実施する。

誠実なる経営及び労働者の救国の熱意に訴へる

勤時間外廻しの作業方式のいき方を労働協約に
より実施する様要望する。

(1) 現場八時間の面交代と三交代九日週間制
坑口十時間二交代七日週間制

右方式の職業を実行するに坑内直接火へ原炭、元炭、
追進仕操作一及坑外係員に対し、現行現場給食を
廃止する外、本方式実行に伴う摂取分に対する所得
税について、特別の措置を講ずる。

職場標準の確立と賃銀制度の合理化
職場秩序を確立し作業遂行の正常化を図るため各炭
戸に之職制において作業に対する指揮系統を明確

とするに於ける經營者以下各人の義務と責任とを明りか
ねる就業規則と労働協約によつて規定せしめる。

右に併ひ賃銀制度を職業を勤労度に即應する様合理
化する。

労働組合の健全化
労働組合の自主性の確立と民主的運営により、その
是全般化を促進する。

四 分争の早期平和的解決
紛争の早期平和的解決を因るため權威ある石炭戸
に関する特別の労働委員会を設置する
炭鉱業者用物資へ家族に対する特需物資を含む

は所管官廳ににおいて責任を以て之を確限することとし
て公設業者に対する生産物質の特配分は、一般的且特
權的と之を與へる所が公、而して誠実なる勤労に依る捐
款の請求と報賞として之を行ふことを明確にする様配
給制度を確立する。

尚ほ交場場における措置にして、船庫の効率を上げ
得ないでゐると云ふ。此の際徹底的に是正する。

六

炭鉱生産設備の緊急補修整備

炭鉱の生産設備の荒廃が直接出炭力を低下せしめて
ゐるのみならず、労働者の生産意欲を挫折して居る実
情に鑑み之が整備の一取の力を注ぐ必要があるが特以
主産設備の主幹を含む運搬設備を緊急に補修増強する。

是ヲ實現実現、終讐各段取扱更東義務化を責望化を曉りか
人連衡茲樂處開闢參事の勝利度を集めて規定せしめる
名譽無く賣廉鮮度及く誠義空飭券變當解應事等様甚疎
視事項を調査研究せしめると其ハ、之が実地應用ノ指
示事務局担当者に促進化たの从政技術者至主本とする権威
力労働團合協力者モ極めて確立と民主的運営下より、との
是を急要更復進策を固く行ひ、又弁する。

合

務奉職、辦務事務開除

新嘉屋開辟事務大關内工は前輩威儀傳乃葉得
聞する特別推舉事務委員会を設置要すが、は産業復興公團
五を來西農業各業種の貿易の便。併此に配給制度の確立
前美術、東洋美術物語、象頭通譯等多種の物資を供給す

(一) 横流油、火行の防止

石炭の非常増産と関聯し、石灰の正規配給以外の不正行為及火行は嚴しく取締り違反者に対するは断乎たる措置をとる。

(二) 速かく從業員の待遇を明瞭並らしめ人心の安定を図ると共に経営方針の見通しを明確ならしめるため石炭業界人間の財閥解体の実態を明確にする。以上の各施策は、飽くまで経営者及び労働者の自主的協力に依つて推進せんとするものであるが石炭生産の緊急性に鑑み、尙待期の成果を挙げ得ない場合においては、必要至法的措置を講ずる決意である。尚故意の妨害者に対しては断乎たる方針を以て臨む。